



環境経営レポート

(令和5年9月～令和6年8月)

令和6年10月18日

●登録事業所の概要

(1) 事業者名及び代表者名

環境保全 株式会社

代表取締役 沖山 勇

(2) 所在地

本社 〒737-0161 広島県呉市郷原町 2527 番地の 391

黒瀬事業所（産業廃棄物中間処理施設）

〒739-2732 広島県東広島市黒瀬町津江 21804 番地

(3) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 沖山 勇 TEL : 0823-70-3535

環境事務局 沖山 佐知子 //

(4) 事業内容

①産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬

②産業廃棄物の中間処理

【脱水】 汚泥 【天日乾燥】 汚泥

【造粒固化】 汚泥（無機に限る。）、鉍さい

③建設リサイクル製品の販売（改良土）

④建設業（土木工事業、とび・土工工事業、しゅんせつ工事業、解体工事業）

(5) 事業の規模

従業員数 24 名（主な所属に役員含む）

代表取締役	事務	営業部	業務部
1 名	4 名	2 名	16 名

売上高

（単位：百万円）

	売上高
令和 3 年 9 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日 （2021 年 9 月 1 日～2022 年 8 月 31 日）	334
令和 4 年 9 月 1 日～令和 5 年 8 月 31 日 （2022 年 9 月 1 日～2023 年 8 月 31 日）	362
令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 8 月 31 日 （2023 年 9 月 1 日～2024 年 8 月 31 日）	329

(6) 対象範囲

本社及び黒瀬事業所
全組織及び全従業員

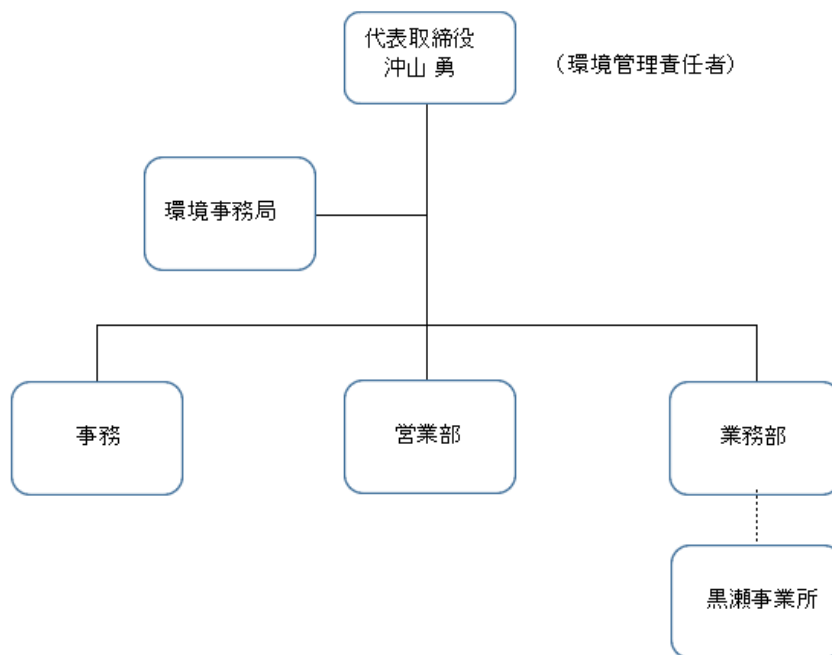
(7) 法人設立年月日

昭和 62 年 5 月 23 日

(8) 資本金

1,000 万円

(9) EA21 組織体制



(10) 許可の内容

○建設業

建設業			
許可受先	許可番号	許可年月日 (許可有効期限)	建設業の種類
広島県知事 一般	般-3 第23873号	令和3年12月25日 (令和8年12月25日)	土木工事業、とび・土工工事業 しゅんせつ工事業、解体工事業

○産業廃棄物処分業

産業廃棄物処分業			
許可受先	許可番号	許可年月日 (許可有効期限)	事業範囲
広島県知事 優良	03425002652	令和6年3月26日 (令和13年3月25日)	事業の区分 中間処理(脱水、天日乾燥、造粒固化) 産業廃棄物の種類 【脱水】汚泥(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有(ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)) 【天日乾燥】汚泥(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有(ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)) 【造粒固化】汚泥(無機汚泥に限る。))及び鉍さい(これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有(ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。))
呉市長 優良	07420002652	令和4年7月4日 (令和11年7月3日)	事業の区分 中間処理(脱水・乾燥・造粒固化) 産業廃棄物の種類 【脱水】汚泥(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有(ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)) 【乾燥】汚泥(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有(ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)) 【造粒固化】汚泥(無機性のものに限る。))及び鉍さい(これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有(ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。))

○特別管理産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物収集・運搬業												
許可受先	許可番号	許可年月日 (許可有効期限)	積替 保管	廃棄物種類								
				汚泥	燃え殻	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	ばいじん	鉍さい	廃水銀等
広島県知事 優良	03455002652	平成30年8月19日 (令和7年8月18日)	無	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県知事 優良	03551002652	平成30年6月21日 (令和7年6月20日)	無	○		○	○	○	○			
岡山県知事	03350002652	令和4年7月13日 (令和9年7月12日)	無	○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県知事 優良	04050002652	令和4年5月30日 (令和11年5月29日)	無	○	○	○	○	○		○	○	○

許可証をホームページでご覧いただけます。
廃棄物種類のうち、一部収集運搬できないものがありますので、許可証をご確認ください。

○産業廃棄物収集運搬業

産業廃棄物収集運搬業																			
許可受先	許可番号	許可年月日 (許可有効期限)	積替 保管	廃棄物種類															
				汚泥	燃え殻	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ばいじん	鉱さい	紙くず	木くず	金属くず	繊維くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	動物性残さ	がれき類	ゴムくず
広島県知事 優良	03405002652	令和6年3月26日 (令和13年3月25日)	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
山口県知事 優良	03501002652	平成30年3月20日 (令和7年9月19日)	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
岡山県知事 優良	03303002652	令和4年8月17日 (令和11年7月9日)	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県知事 優良	03104002652	令和3年8月25日 (令和10年8月24日)	無	○		○	○	○	○										
島根県知事 優良	03200002652	令和3年8月17日 (令和10年8月16日)	無	○		○	○	○	○										
香川県知事 優良	03709002652	平成28年2月20日 (令和13年2月19日)	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
福岡県知事 優良	04000002652	令和4年4月18日 (令和11年4月17日)	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
徳島県知事 優良	3600002652	令和2年2月27日 (令和9年1月27日)	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
愛媛県 中予保健所 優良	03807002652	令和3年3月2日 (令和10年8月22日)	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	

許可証をホームページでご覧いただけます。
廃棄物種類のうち、一部収集運搬できないものがありますので、許可証をご確認ください。

広島県
コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
許可種類のうち、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

山口県
ガラス・コンクリート・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)
水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

岡山県
石綿含有産業廃棄物を含まない。
水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)

鳥取県
特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

島根県
水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

香川県
自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物は含まない。
水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等は含む。

福岡県
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

徳島県
ガラス・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。)

愛媛県
ガラス・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)

(11) 施設等の状況

○中間処理施設

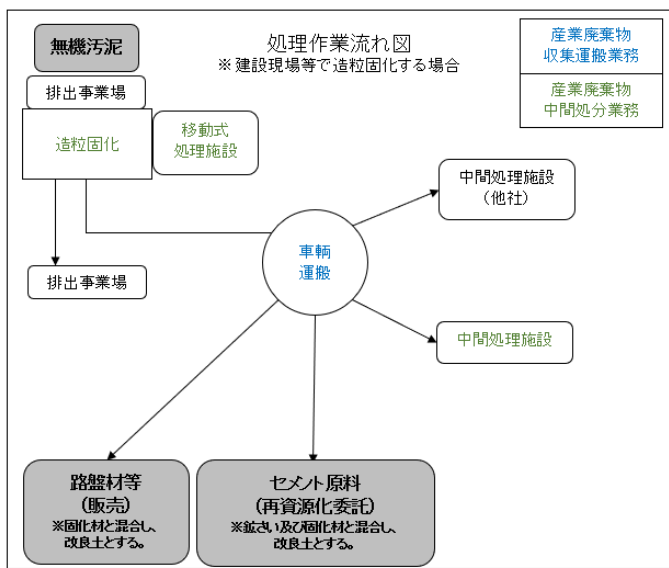
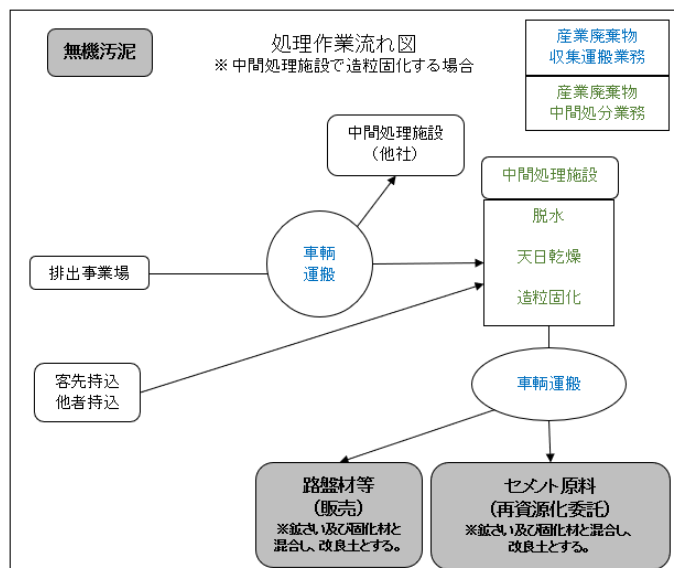
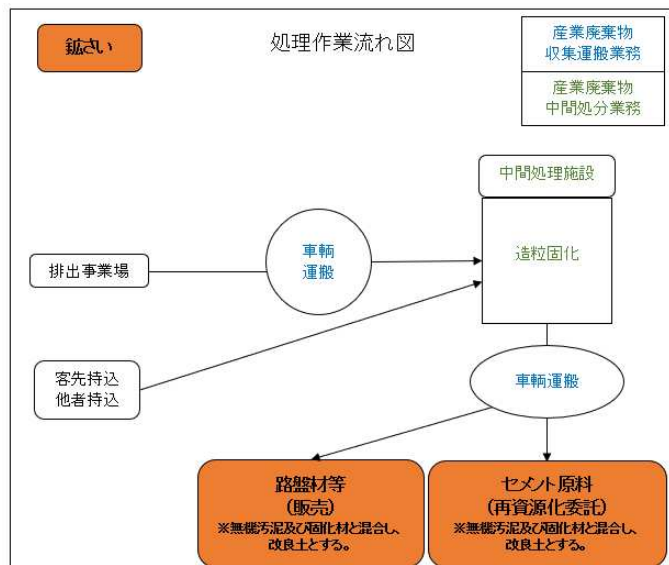
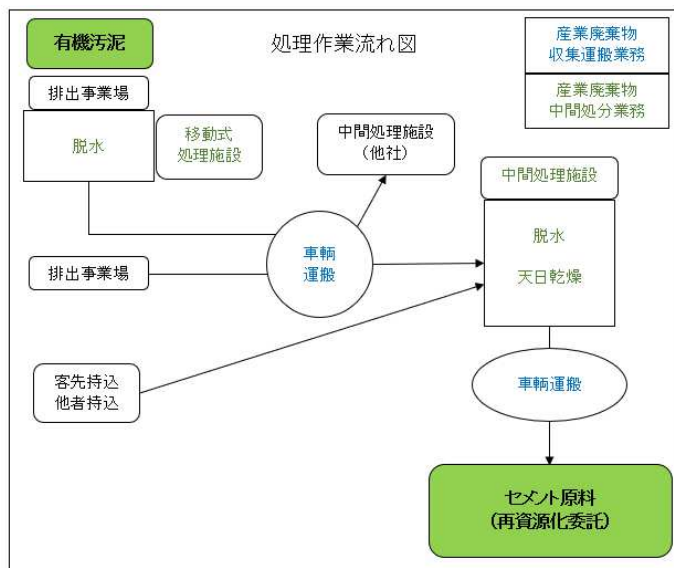
①処理施設の種類	脱水・乾燥・造粒固化			
	施設の種類	廃棄物の種類		
	脱水	汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)		
	乾燥	汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)		
②処理する産業廃棄物の種類	造粒固化	汚泥(無機汚泥に限る。) 鉍さい(これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)		
③処理能力(規模)	設置場所: 広島県東広島市黒瀬町津江21804番地			
	施設の種類	廃棄物の種類	処理能力(規模)	
	脱水	汚泥	8m³/日	
	天日乾燥①	汚泥(有機)	20. 52m³/日	
	天日乾燥②	汚泥(無機)	70. 15m³/日	
	造粒固化	汚泥(無機)	最大1200m³/日(8時間)	
		鉍さい	最大133m³/日(8時間)	
④ピット槽、容量、保管高さ	槽の種類	廃棄物の種類	容量	保管高さ
	受入槽①	汚泥(有機)	40m³	2. 5m
	受入槽②	汚泥(有機)	40m³	2. 5m
	受入槽③④	汚泥(有機)	各19m³	2. 5m
	受入槽⑤	汚泥(有機)	24. 5m³	2m
	受入槽⑥	汚泥(無機)	40m³	2. 5m
	受入槽⑦	鉍さい	40m³	2. 5m

○移動式処理施設

○移動式処理施設

①処理施設の種類の種類		脱水・乾燥・造粒固化	
②処理する産業廃棄物の種類	施設の種類の種類	廃棄物の種類の種類	
	脱水	汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)	
	乾燥	汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)	
	造粒固化	汚泥(無機汚泥に限る。) 鉋さい(これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)	
③処理能力(規模)	設置場所: 広島県呉市内		
	施設の種類の種類	廃棄物の種類の種類	処理能力(規模)
	脱水①	汚泥	56m ³ /日(7m ³ /時間)
	脱水②	汚泥	450m ³ /日(9時間)
	乾燥	汚泥	120m ³ /日(24時間)
	設置場所: 広島県内(広島市、福山市を除く。)		
	施設の種類の種類	廃棄物の種類の種類	処理能力(規模)
	造粒固化	汚泥(無機)	最大1,200m ³ /日(8時間)

○処理工程図



(12) 車輛等の状況 ※令和6年10月1日現在

2024/10/1

現在

許可車両登録番号一覧表

	車 種 名	性能 (馬力)	番 号	台 数	登 録 番 号	車 体 の 形 状
1	軽便切草機 強力吸引車	5000/min	2 2 t 8.5t機	1	広島803 り 1	乗務車
2	大型強力吸引車	4000/min	2 2 t 10.3t機	1	広島831 て 88	乗務車
3	大型強力吸引車	4000/min	2 2 t 10.3t機	1	広島800 は 2	乗務車
4	軽便切草機 強力吸引車	7000/min	2 2 t 7.5t機	1	広島830 に 55	乗務車
5	強力吸引車	4500/min	4 t 3.1t機	1	広島800 す 18-39	乗務車
6	大型強力吸引車	4000/min	1 3 t 5.0t機	1	広島800 ろ 3	乗務車
7	大型強力吸引車	2000/min	2 0 t 8.5t機	1	広島830 は 6	乗務車
8	強力吸引車	4500/min	4 t 3.1t機	1	広島830 も 10	乗務車
9	水密付水密ダンプ	—	2 0 t 重 9,500kg機	1	広島130 め 66	ダンプ
10	水密付水密ダンプ	—	2 2 t 重 10,200kg機	1	広島130 に 358	ダンプ
11	水密付水密ダンプ	—	2 2 t 重 9,800kg機	1	広島100 ま 111	ダンプ
12	水密付水密ダンプ	—	2 0 t 重 9,300kg機	1	広島101 ち 7	ダンプ
13	水密付水密ダンプ	—	2 2 t 重 10,500kg機	1	広島104 ふ 8	ダンプ
14	ユニック付車	—	4 t 重 2.93t吊	1	広島131 る 9	キャブオーバー
15	トラック (パワーゲート)	—	1.5 t 重 1,500kg機	1	広島431 す 22	キャブオーバー
16	キャブ	—	2 t 重 2,000kg機	1	広島430 む 14	キャブオーバー
17	ユニック付車	—	8 t 重 3.4t吊	1	広島100 た 30-60	キャブオーバー
18	軽トラック	—	350kg機数	1	広島483 ふ 10-60	キャブオーバー
19	税管設置付 コンテナ専用車	—	22 t 重 10,500kg機	1	広島100 ま 777	税管設置付 コンテナ専用車
20	税管設置付 コンテナ専用車	—	6 t 重 3,000kg機	1	広島430 ひ 35	税管設置付 コンテナ専用車
21	トラック	—	4 t 重 3,850kg機	3	広島100 わ 30-27	ダンプ
22	トラック	—	4 t 重 3,750kg機	2	広島100 む 43-97	ダンプ

その他一覧表

	短高圧洗浄車	—	75MPa	1	
	短高圧洗浄車	—	42MPa	1	
	短高圧洗浄車	—	25MPa	1	
	パワーショベル	—	0.25t	1	—
	ホイールローダ	—	0.5t	1	—
	倉庫車 (ハイブリット車)	—	—	3	—
	水灌漑用掃花ロボット	—	—	1	—
	移動式土質改良機	—	—	1	—

21および22の車数は、広島県の外に届け出ているものである。



強力吸引車



大型水密ダンプ



フックロール



ユニック



高圧洗浄車

(13) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物実績 (R5.9～R6.8)

○産業廃棄物収集運搬	汚泥等	10574.823 トン	小数点以下切り捨て
○特別管理産業廃棄物収集運搬	汚泥等	6.51 トン	小数点以下切り捨て
○産業廃棄物処分	汚泥等	4875.973 トン	小数点以下切り捨て

(14) 廃棄物処理料金

廃棄物の種類や性状によって、個別見積もり。見積もり料金は無料。

(当社営業までご連絡ください。Tel : 0823-70-3535)

(15) 業務内容(一部の業務について掲載。)

○遊水池草刈業務



←業務前

業務後



遊水池内の草刈業務の様子。除草した草はフレコンバックで回収して処理工場へ運搬します。

○建設業

元請け	下請け
脱水ケーキ運搬（呉市上下水道局）	橋床板取替
硫酸ケーキ運搬	脱水ケーキ運搬（広島市）
休炉工事	貯水池水中ロボット清掃
雨水枡清掃	粉体回収
食厨トラップ清掃	汚泥撤去
ほか	ほか

○モグローダー

水底での堆積汚泥へドロ除去、水路、ため池の清掃、テレビカメラ調査。



環境保全 株式会社 環境経営方針

当社は、産業廃棄物の収集運搬業、中間処理業及び建設業を営んでおります。
中間処理後の汚泥を再資源化(リサイクルなど)することを今後も継続してまいります。
顧客満足以ないし、良い仕事を提供するとともに環境に配慮した取り組みを推進いたします。

<環境保全への行動指針>

1. 環境関連法規制や当社が約束したことを遵守いたします。
適用される環境関連法規制及び当社が同意するその他の各種協定を遵守いたします。
2. 次の項目について環境目標及び実施計画を立て、継続的改善に努めます。
 - ①二酸化炭素排出量の削減
電気の使用について、節電いたします。
化石燃料(ガソリン・軽油など)の使用について、エコドライブを実践いたします。
収集運搬の効率化、作業の効率化に取り組みます。
 - ②廃棄物の削減
廃棄物排出量の削減に取り組みます。
 - ③リサイクル促進
受け入れた産業廃棄物の再資源化(リサイクル)に取り組みます。
 - ④水使用量の削減、排水量の適正管理
節水を徹底するとともに、地下水も含めた排水量の適正管理に努めます。
 - ⑤化学物質使用量の削減
薬品使用量の適正管理に努めます。
 - ⑥地域社会貢献活動の推進
地域社会の一員として地域社会に貢献するように努めます。
3. 継続的改善の実施
当社活動における環境への影響を把握し、技術的・経済的可能性を考慮の上で環境目標を設定することで、実施・見直し・検討し継続的改善に努めます。
4. 環境に配慮した建設工事の推進
無機汚泥をリサイクルした改良土の販売を視野に広報活動に努めます。
5. 環境経営方針の周知
当社従業員に周知徹底し、社外の人にも周知・公開いたします。

制定日2011年10月1日
改定日2021年10月1日

環境保全 株式会社
代表取締役 沖山 勇

●環境経営目標及び環境経営計画

「電気消費の削減」「化石燃料消費の削減」「CO₂排出量」の基準値を平成 25 年度としていたが、近年、従業員数の増加や車両の増加、営業規模の拡大などの理由により、項目及び基準値を見直し、単位も変更します。また、「現状維持」目標を撤廃して「対前年基準日減」に変更することで、更なるエコアクションの取組みに対する社員全体で意識強化の継続を図ります。

今後は、令和 2 年度を基準値とすると共に環境教育を取入れることにより、社員全員が職場のみならず、家庭に於いても「グリーン購入」や「環境問題」を意識した行動となるように取り組んでまいります。

(1) 環境経営目標

項 目	単位	基準値	年度毎目標			
		令和 2 年度 R1.9～R2.8 2019.9～2020.8	令和 6 年度 R5.9～R6.8R 2023.9～2024.8	令和 7 年度 R6.9～R7.8 2024.9～2025.8	令和 8 年度 R7.9～R8.8 2025.9～2026.8	
電力消費の削減※1	kwh	20,964	対基準年比 1%減 (20,754)	対基準年比 1.5%減 (20,649)	対基準年比 2%減 (20,544)	
ガソリン由来の CO ₂ 排出 量削減	(kg-CO ₂ 2/百万円) 売上当たり	61.90	対基準年比 0.25%減 61.75	対基準年比 0.5%減 61.59	対基準年比 0.75%減 61.44	
軽油由来の CO ₂ 排出量 削減（中間処理場）	(kg-CO ₂ 2/百万円) 売上当たり※2	2,619.000	対基準年比 0.25%減 2,612.452	対基準年比 0.5%減 2,605.905	対基準年比 0.75%減 2,599.357	
軽油由来の CO ₂ 排出量削 減（中間処理場以外）	(kg-CO ₂ 2/百万円) 売上当たり※3	1,527	対基準年比 0.25%減 1,523	対基準年比 0.5%減 1,519	対基準年比 0.75%減 1,515	
環境教育	回	0 回	年 2 回以上	年 2 回以上	年 2 回以上	
水使用量の削減（上水）	m ³	295	対基準年比 0.25%減 294	対基準年比 0.5%減 293	対基準年比 0.75%減 292	
水使用量の削減（地下水）	m ³	46	対基準年比 0.25%減 45.88	対基準年比 0.5%減 45.77	対基準年比 0.75%減 45.65	
グリーン購入の推進	—	推進	推進	推進	推進	
CO ₂ 排出量	kg-CO ₂	560,344	対基準年比 0.25%減 (558.943)	対基準年比 0.5%減 (557,542)	対基準年比 0.75%減 (556,141)	

・受託廃棄物再資源化（受入廃棄物の再資源化、建設廃棄物の再資源化）は 100%達成で且つ目標も 100%目標であることから目標項目から除外し、適正管理を行う。

・廃棄物排出量削減は、一般廃棄物削減意識は営業部、事務部に浸透しており職員数も数名で発生量が少量であることから目標項目から除外し、適正管理を行う。

・化学物質の削減は、使用する化学物質の使用頻度が低く、発生量も少量であるため目標項目から除外し、適正管理を行う。

（注）1.建設現場の電気使用量、水使用量は把握できないため、数値目標は設定しないが節電・節水の取組は、徹底する。

※1 電力の CO₂ 排出量削減の数値は電力の排出係数 0.636kg-CO₂/kWh を使用します。

(2) 環境経営計画

項 目	環境活動計画	取組内容
電力消費の削減	クールビズ・ウォームビズ運動 室内温度設定 不要照明及び不要機器電源の消灯 全社員での取組徹底	従業員の軽装化 夏季 28℃ 冬季 20℃ 不要な照明及び電子機器電源の消灯 昼休みの照明消灯（減灯）及びパソコンは極力待機電力にする。
化石燃料由来の CO ₂ 排出量削減	エコドライブ運動、アイドリングストップ 冷暖房の控えめ使用 全社員での取組徹底 新車購入は低燃費の良い車輛を購入	スマートドライブの実施 信号等でのアイドリングストップ エアコン不要時は切る 経験者の指導・フォロー、声掛け 作業中断中のエンジン停止
排水量の適正管理	上水の節水 工業用水の節水 地下水の有効活用	洗濯物はまとめて行う 出しっぱなしにしない ホースの先端にストッパーを付ける 地下水を防火用水として活用
CO ₂ 排出量削減	各項目の適切な環境活動により、全体としての CO ₂ 排出量を削減する。 各項目毎の月別実績が常に最新のデータが入力されている状態に保ち、目標達成に向けた進捗管理を徹底する。	毎月月初に請求書、検針票のデータを確認して環境活動計画の実績を入力する。 入力と同時に進捗状況を把握して、部署ごと又は社員全体に周知して、未達懸念がある項目については注意喚起を行う。 社内全体に環境問題に対する意識を持つ企業風土を醸成する。
環境教育	年 2 回以上の開催 環境問題に関する研修テーマを選出	環境問題に関する研修の実施 職場だけではなく、各社員の家庭でも環境問題を意識して行動するためのグリーン購入について社員全員が学べる研修を開催する。
グリーン購入の推進	環境配慮製品の購入 購入前に必要性を検討する レンタルの活用 環境負荷低減に努めている事業者からの購入	購入前に必要かどうかを考える 長く大切に使えるものを選ぶ 環境を考えて作られたものを選ぶ 使い終えたらごみが少なくなるものを選ぶ

(3) 環境経営目標の実績

項 目	単位	基準値	年度毎目標		結果
		令和 2 年度 R1.9～R2.8 2019.9～2020.8	目標 (令和 6 年度) 2023.9～2024.8	実績 (令和 6 年度) 2023.9～2024.8	○△×
電力消費の削減 ※1	kwh	20,964	対基準年比 1%減 (20,754)	18,146	○
ガソリン由来の CO2 排出量削減	(kg-CO2/百万円)売上当たり	61.90	対基準年比 0.25%減 61.74	49.57	○
軽油由来の CO2 排出量削減 (中間処理場)	(kg-CO2/百万円)売上当たり※2	2,619	対基準年比 0.25%減 2,612	1,761	○
軽油由来の CO2 排出量削減 (中間処理場以外)	(kg-CO2/百万円)売上当たり※3	1,527	対基準年比 0.25%減 1,523	1,134	○
環境教育	回	年 0 回	年 2 回	年 2 回	○
グリーン購入の推進	—	推進	推進	推進	○
CO2 排出量	kg-CO2	560,344	対基準年比 0.25%減 558,943	419,039	○
水使用量の削減 (上水)	m ³	295	対基準年比 0.25%減 294	98	○
水使用量の削減 (地下水)	m ³	46	対基準年比 0.25%減 45.88	45.24	○

※1 電力の CO2 排出量削減の数値は電力の排出係数 0.537 k g-CO2/kwh を使用します。

※2 売上は中間処理場売上のみとする。

※3 売上は中間処理場売上を除いたものとする。

※ ガソリン 2.322 k g-CO2/l 軽油 2.619kg-CO2/l を排出係数とします。

(4) CO₂排出量の実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	560,344 (基準)	582,804 (4.0%増)	582,037 (3.8%増)	524,573 (6.4%減)	419,039 (25.2%減)

(注) 電力の CO₂排出係数は、H29 年度の排出係数 0.636 kg-CO₂/kwh を用いて算出し、基準を R2 年度としました

(5) 実績の考察

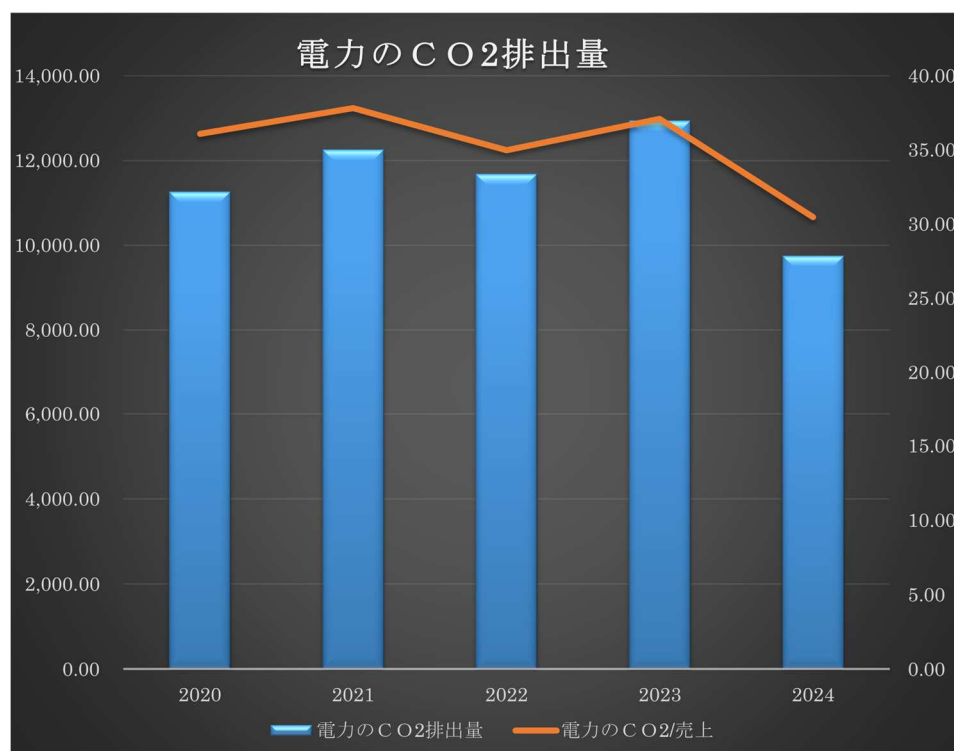
項 目	要因	対策
電力消費の削減	電力の省エネ手順書に沿った行動が定着。	電力消費手順書に沿った行動を社員全員が意識し、環境活動計画での進捗管理も徹底する。
ガソリン由来のCO ₂ 排出量削減	令和5年11月の営業部社員1名減によるところもあるが、環境経営計画の取組内容の周知徹底が営業部に浸透しており、クールビズ・ウォームビズの徹底のほか、効率的の良い営業活動ができています。	一日の流れを把握し、効率の良い移動の徹底。 エコドライブの徹底。 営業部内での連携を取り、なるべく現場に近い者が対応できる仕組みを作る。（効率の良い仕組み）
軽油由来のCO ₂ 排出量削減（中間処理場）	期首より5ヶ月時点ではあるが、中間処分場売上は前年度平均月商を176千円増加しているも環境活動計画の浸透により、現時点では、目標を達成している。	作業中断中のエンジン停止、設備の停止を徹底する。 不必要な高エンジン回転を避ける。 積み込みの際、旋回角度を小さくして時間当たりの作業量を増加させる。 走行時にエンジン回転数を下げる。 エンジンオイルの適正管理
軽油由来のCO ₂ 排出量削減（中間処理場以外）	受注先の所在地、業務内容により軽油由来のCO ₂ 排出量は大きく変動するが、今年度は順調に目標を達成できた。	エコドライブ手順書に基づいた環境に配慮した運転操作の継続。（吸引装置操作含む。）
環境教育	初めての取組みであり、研修企画が遅れたが、実施回数目標は達成。	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習であり、継続して研修を開催していく事により、社員の意識づけ強化を図りたい。
グリーン購入の推進	文具、備品購入時には、環境を考慮して作られた製品を選んでおり、従来からのグリーン購入の推進は継続している。	左記の行動は定着しているが、グリーン購入法は左記以外にも①必要かどうかを考える②長く大切に使えるものを選ぶ③使い終わったらごみが少なくなるものを選ぶも含めてでの事を社員全体に認識させ、環境教育と併せて学ぶ事により、会社全体で持続可能な社会の構築に貢献したい。
CO ₂ 排出量	受注先の所在地及び業務内容による影響は大きいものの、全項目で目標達成となった事は	各項目の環境経営計画及び手順書の認識を社員全体で深める。

	社内にエコアクションの認識と環境活動計画が浸透してきた事が要因と思考。	環境活動計画で進捗管理を徹底し、未達懸念がある項目が発生した場合は注意意識を社員で共有して未達防止に努める。 グリーン購入方法の認識を深め、身近なところから社員各個人が実践する。
水使用量の削減（上水）	省エネ手順書による行動が浸透してきており、目標を達成。	こまめな節水 手洗い等使用した水道は個人で止める（垂れ流しの禁止）。 散水方法、散水量に意識を払う。 環境活動計画による進捗管理の徹底。
水使用量の削減（地下水）	省エネ手順書による行動が浸透してきており、目標を達成。	こまめな節水 地下水であるからという認識を排除して節水意識を社員で共有する。 散水方法、散水量に意識を払う 環境活動計画による進捗管理の徹底。

(6) 環境活動計画の取組結果と評価、次年度の取組内容

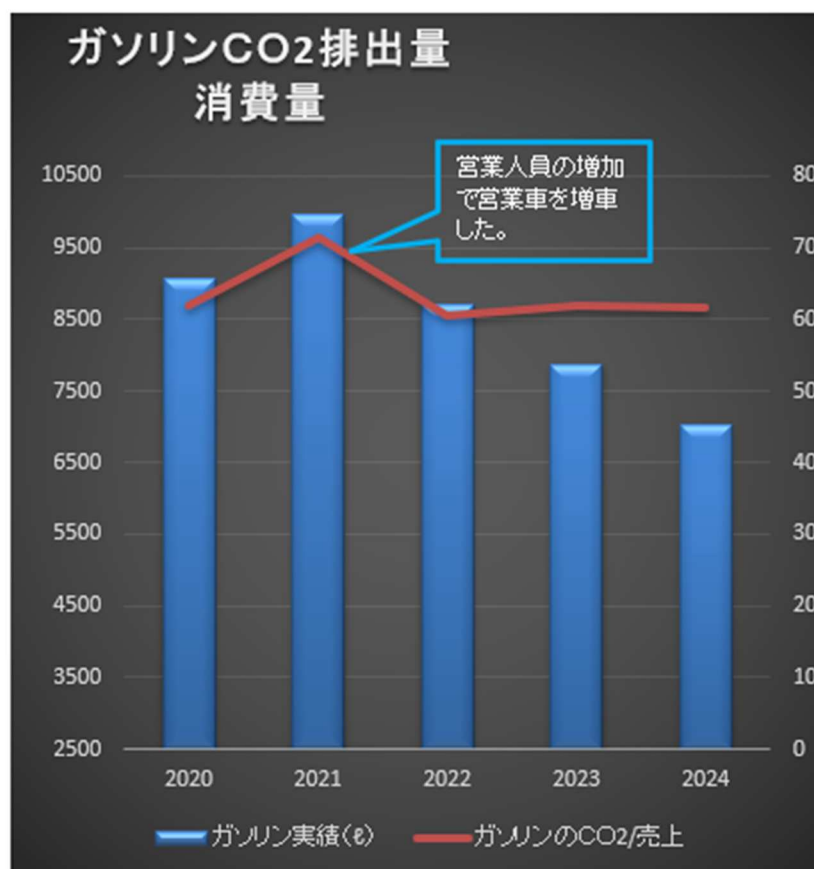
1) 電力消費の削減

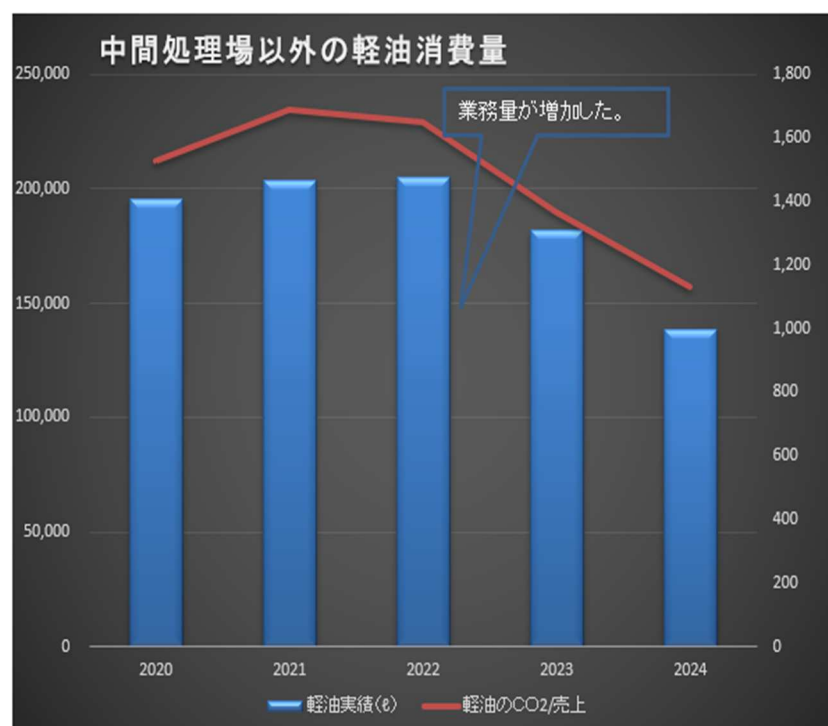
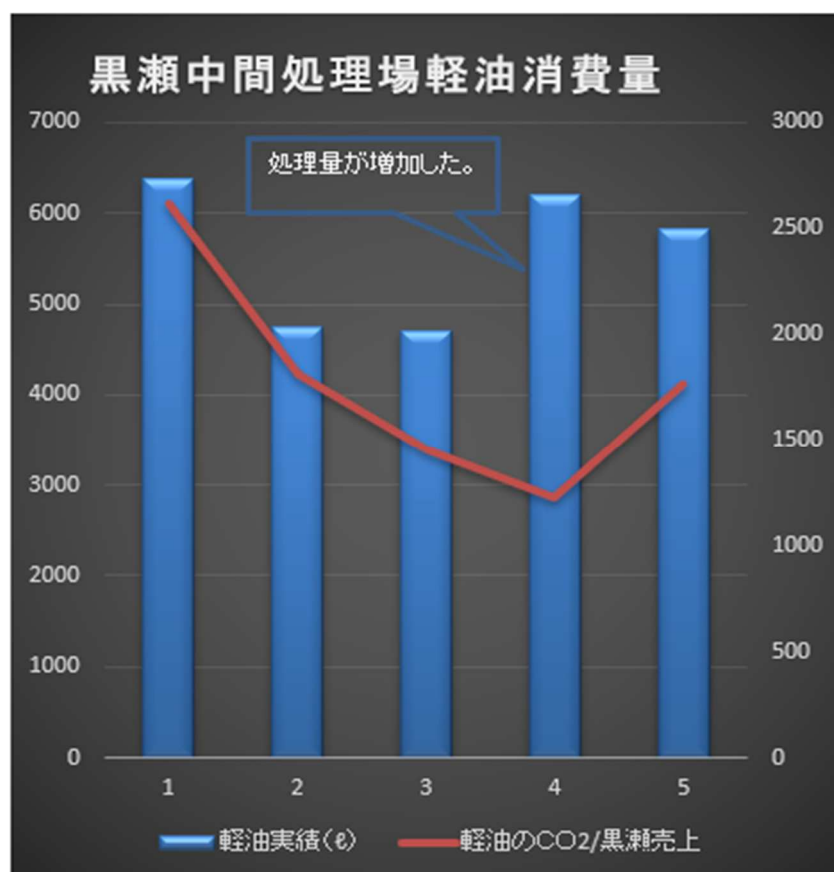
職場内に電力削減意識が浸透してきたこと及び省エネ手順書に沿った行動が出来た事により目標達成となる。2022 年 8 月末にセカンド事務所を設置した事及び事務部 1 名増員より、使用電力は増加傾向にある中での目標達成。今後も事務部、営業部社員の電力削減意識の持続が必要であり、6 年度以降「現状維持」とした 3 ヶ年計画では意識の緩みを生む事が懸念されるため、年度毎の環境目標を対基準年比 1 %減、それ以降 0.5%刻みの追加による目標に改めました。



2) 化石燃料消費の削減

当社は3期連続で売上が増加しており、また、業務に化石燃料が必須であることから、従来のガソリン（ℓ / 人）、軽油（ℓ / t）、軽油建設現場（ℓ / km）では、売上が増加すれば、目標未達となる可能性がある事、営業部人員が3名体制で人員の増減による数値の変動が大きいことから、令和5年10月17日作成の項目をガソリン由来のCO₂排出量削減、軽油由来のCO₂排出量削減（中間処理場）、軽油由来のCO₂排出量削減（中間処理場以外）に変更し、単位についてもkg-CO₂百万円に統一しました。また、現状の3ヶ年計画では現状維持の計画となっており、目標意識の希薄化の懸念も生じる恐もあることから、年度毎の環境目標を対基準年比0.25%削減、それ以降0.25%刻みを追加していく目標に改訂しました。令和6年度は環境活動計画の浸透により目標を達成。今後も新たな目標が達成出来るように、進捗管理を徹底して社員の意識向上に努めます。





3) 環境教育の実施

地域社会貢献活動は計画どおり実施。単なる作業に終わるではなく、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、職場等で環境と社会、経済及び分化とのつながりその他環境の保全について理解して行動する事が重要あるため、令和5年10月17日作成の環境目標設定書の項目を社会貢献活動から環境教育に変更して次年度も取り組んでいきます。

4) グリーン購入の推進

文具、備品等の購入時には、環境を考慮して作られた製品を選択しており、推進継続目標は達成。次年度以降は①必要かどうかを考える②長く大切に使えるものを選ぶ③使い終えたらごみが少なくなるものを選ぶ、の3視点を含めた選択を行います。

5) 受託廃棄物再資源化

100%達成でかつ目標も100%目標であることから目標対象から除外。

6) CO2排出量削減

2期連続で目標達成。次年度以降も各項目の環境活動計画の進捗管理を徹底して目標達成に繋げたい。

7) 水使用量の削減

省エネ手順書による行動が出来た事により、目標達成。令和5年10月17日作成の3ヶ年計画では現状維持の継続計画となっており、目標意識の希薄化の懸念も生じる恐れもあることから、年度毎の環境目標を対基準年比0.25%削減、それ以降0.25%刻みを追加していく目標に改訂しました。今後も環境活動計画の進捗管理を徹底して目標達成と社員の意識向上に努めます。

8) 廃棄物排出量削減

一般廃棄物削減意識は営業部、事務部に浸透しており、職員数も数名で発生量も少量であることから目標項目から除外。

9) 化学物質の削減

上記同様に当社で使用する化学物質の使用頻度低く、発生量も少量であるため、目標項目から除外。

●当社の廃棄物処理に関する情報は、産廃ネット情報開示システム

<http://www.sanpainet.or.jp> で公表

環境経営レポートは、本社事務所窓口に設置公開

●環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟等の有無

当社に関する主な環境関連法規制は、廃棄物処理法、建設リサイクル法、騒音・振動規制法です。これらについて、定期的な遵守評価の結果、違反等の事例はありませんでした。また、過去3年間、関係機関等からの違反等の指摘や訴訟等もありませんでした。

●代表者による全体評価と見直しの結果

- ・環境経営方針については変更なし。経営環境目標の項目及び単位については社員全員に持続可能な社会の構築を目指し、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、エコアクションによる行動が現状以上に増加する事を目的とした環境教育の実施を新たに追加したほか、従来の現状維持目標は社内活動が形骸化する恐れも内包していると危惧したことにより、基準年対比削減目標を導入。
- ・エコアクションの活動は環境保全維持のみではなく、社内全体でコスト意識を高め、経費の削減及び収益にも直結しており、進捗管理徹底は元より、目標項目や単位の見直しが必要かどうか、定期的に検討してエコアクション活動を深化させたい。
- ・環境関連法規則等の改訂を把握して遵守することは社会から当然に要求されていることであり、現状、エコアクション活動を通じて法規制改訂の有無を定期的に調査する体制が構築されている。
- ・環境問題についての意識が社会で高まってきており、官公庁や取引先企業からの信頼は重要性を増しており、今後も持続可能な社会の構築に取組み、社会からの信頼を維持していきたい。